

「新金沢市男女共同参画推進行動計画」改定(案)概要パブリックコメントでのご意見と金沢市の考え方について(回答)
募集期間 平成28年12月6日～平成29年1月5日

意見総数:30件

No	いただいたご意見の概要	金沢市の考え方
計画改定の基本的な考え方		
1	「3 計画の基本理念」の(6)で「国際社会における男女共同参画の取り組みと協調し」とあり、「6 基本目標および重点課題」で基本目標のVIとして「国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進」を掲げることは、金沢市の姿勢として重要なことであり、計画作成の趣旨にも、国内の動向だけでなく、国連等の動向も簡潔に明記して、一貫性を持たせるべきではないのか。	ご意見を参考とさせていただき、基本目標VIの施策の具体的な取り組みとして推進していきます。
2	計画の基本的視点について、「(3)女性が力をもった存在になること(エンパワーメント)の促進」という女性に変化を求める視点はあるものの、男性に変化を求める視点がない。女性だけが状況を改善しようとアクションするのではなく、「男性がどう変化していくべきか」という視点も盛り込んでほしい。	少子高齢化が進み、核家族や共働き世帯が増加する中で、育児、介護といった家庭生活における男性が担うべき役割は大きくなっており、男性の意識改革は早急に取り組むべき課題と捉えています。男性中心の働き方を前提とした労働慣行も依然として根付いており、(4)あらゆる分野における女性の活躍推進と働き方改革として男性の意識改革を推進していきます。
施策体系について		
3	基本目標Ⅳ 課題4 施策の方向(2)「男女共同参画推進拠点施設等の充実」は、基本目標Ⅰ 課題4「男女共同参画を推進する市民団体等の育成と支援」にいらてはどうか。	男女共同参画社会の実現には、行政だけではなく市民個々の主体的な取り組みが必要であり、多様化する市民ニーズや、地域課題に適切に対応していく必要があり、金沢市女性センターをそのような取り組みが可能な男女共同参画推進拠点として、金沢市ならではの地域コミュニティを生かした推進体制を図るため、原案どおりとさせていただきます。
基本目標Ⅰ 男女共同参画の推進に向けた意識の改革		
4	施策番号4「男女の人権を守る啓発活動の推進」の具体的な取り組みに、「性自認」を追加してほしい。「性同一性障害」はあくまでも医学上の分類であり、医師の診断が必要な症例である。本来性別違和をかかえる当事者は、医師の判断ではなく、「性自認(gender identity)」が尊重されていないことにより人権を侵害されていることから、「性自認」を追加してほしい。	性的指向等を理由とした差別は重要な人権課題と認識しており、本計画では、まず、性的指向等に関する正しい理解を深めるため、施策番号125に掲げ、重点的に推進していきたいと考えています。いただいたご意見は参考にさせていただきますが、今後も、国、県の動向を注視しながら施策を進めていきたいと考えています。
5	施策番号13 具体的な取り組みで、「時間外労働の削減等の働き方改革に向けた意識啓発を経営者・管理職等へ行います」を「時間外労働の削減等の働き方改革に向けた意識啓発や実践的方策の提供を経営者・管理職等へ行います」にしてほしい。企業を動かすには、企業利益を損なわずに実践するにはどうしたらいいかを示す必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、「時間外労働の削減等の働き方改革に向けた意識啓発や実践的方策の提供を経営者・管理職等へ行います」と修正いたします。
6	施策番号15 具体的な取り組みで、「企業・団体に対し、セミナー、広報誌による周知・啓発を行い、男女共同参画を推進します」を「企業・団体に対し、セミナー、広報誌による周知・啓発や実践的方策の提供を行い、男女共同参画を推進します」企業を動かすには、企業利益を損なわずに実践するにはどうしたらいいかを示す必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、「企業・団体に対し、セミナー、広報誌による周知・啓発や実践的方策の提案を行い、男女共同参画を推進します」と修正いたします。
7	施策番号17 具体的な取り組みで「教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画の意識が高まるよう研修に取り組みます」を「教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画の意識及び実践が高まるよう研修に取り組みます」としてほしい。理念の理解や意識の向上は重要ですが、実践力に結びつけて子どもたちに十分伝えることができるのでは。	表記は原案のとおりとさせていただきますが、ご意見の趣旨は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。教育関係機関と連携しながら施策の充実を図ります。

No	いただいたご意見の概要	金沢市の考え方
8	<p>施策番号20 具体的な取り組みについて、「男女双方が参加できるよう配慮していきます」を「男女双方が参加できるよう配慮します」にすべきだ。「していきます」は消極的な表現であり、計画を作成する趣旨に反する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ「男女双方が参加できるよう<u>配慮</u>します」と修正いたします。</p>
9	<p>施策番号22 具体的な取り組みについて、「家事・介護等の家庭内の無償労働について、適正な評価がなされるよう情報提供します」を「家事・介護等の家庭内の無償労働について、<u>家族や社会から適正な評価</u>がなされるよう<u>啓発</u>します」にしてほしい。誰からの適正評価なのか誰に情報提供するのかわからない。また、単に情報を伝えるだけでなく、それに基づいて適切なリスペクト（敬意）が払われるようにしなければならないので、情報提供では不十分である。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ「家事・介護等の家庭内の無償労働について、<u>家族や社会から適正な評価</u>がなされるよう<u>啓発</u>します」と修正いたします。</p>
10	<p>課題3では、義務教育段階から男女共同参画について学ぶ機会が与えられ、若い世代に意識改革を求めているが、「高齢者」の理解が欠けており、性別に基づく固定的な役割分担の時代を経験した方々の理解が不可欠ある。高齢者が参加しやすい時間や、公民館等の集まりやすい場所での講演会等を開き理解を得てほしい。</p>	<p>施策番号24「地域における学習機会の提供」として、幅広い年代の方々に対する男女共同参画の理解促進に向け、開催時間や場所を工夫しながら、講座や研修会を実施いたします。</p>
11	<p>施策番号28「男女共同参画グループ活動支援」の具体的な取り組みで、日本の多くの市民グループ・団体は弱小・短命であるのが実情であり、ソフト面での支援も必要であることから、「運営ノウハウ等について情報提供を行うとともに」を追加し、「市民グループ・団体等に運営ノウハウ等について情報提供を行うとともに、男女共同参画社会づくりに向けた調査研究や、各種啓発事業の企画運営等を委託し、その活動の活性化を図ります。」としてほしい。</p>	<p>表記は原案のとおりとさせていただきますが、ご意見は参考にさせていただきます、さまざまな情報提供を行うとともに、市民グループ・団体の支援・連携を行い、多くの市民の参画や活性化を促し、活動の裾野を広げ、市民の主体的な取り組みによる意識改革の促進に努めます。</p>
<p>基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大</p>		
12	<p>施策番号31 具体的な取り組みについて「団体代表者に限らず女性を含めた多様な人材が推薦されるよう依頼します。」に「各種のマイノリティ」を追加し、「団体代表者に限らず女性や各種のマイノリティを含めた多様な人材が推薦されるよう依頼します。」としてほしい。明示することで、セクシュアル・マイノリティや障害を持つ人など、さまざまなバックグラウンドを持つ人が委員に入りやすくし、審議の活性化と目配りの行き届いた議論に寄与する。</p>	<p>ご意見は参考とさせていただきます、表記は原案のとおりとさせていただきますが、今後も多様性を重視し、適切な人材の選任に努めるよう働きかけていきます。</p>
13	<p>施策番号41「市民対話の推進」の具体的な取り組み「女性の市政への参画促進に向けた市民対話の環境を整備します」について、この表現ではわからないので、だれがよんでもわかる表現に改めてほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「女性の市政への参画促進に向けて、さまざまな課題について、市民が行政と語り合える環境を整備します」と修正いたします。</p>
14	<p>施策番号48 具体的な取り組みで、「地域防災力の向上を図るため、婦人防火クラブの活性化とコミュニティ防災士や消防団における女性の活躍を促進します」を「地域防災力の向上を図るため、<u>婦人（女性）</u>防火クラブの活性化とコミュニティ防災士や消防団における女性の活躍を促進します」としてほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ「地域防災力の向上を図るため、<u>婦人（女性）</u>防火クラブの活性化とコミュニティ防災士や消防団における女性の活躍を促進します」と修正いたします。</p>

No	いただいたご意見の概要	金沢市の考え方
基本目標Ⅲ 就業分野において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現		
15	女性活躍が進まない要因の一つとして、男性の意識改革が重要であり、環境整備が必要である。	長時間労働等の男性中心型労働慣行の見直しについては、企業等における自主的な取り組みが必要不可欠であり、基本目標Ⅰと連動し、意識啓発や制度の導入など働きかけに取り組んでいきます。
16	施策番号50「企業におけるポジティブアクション導入の啓発」を「企業等における」としてほしい。企業だけではなく、各種法人や法人以外の団体もあるため。	ご意見の趣旨を踏まえ「企業等におけるポジティブアクション導入の啓発」と修正いたします。
17	施策番号51 具体的な取り組みで、「職業生活の継続を阻害する要因となるセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント及びパワーハラスメントの防止、啓発に取り組みます」を「職業生活の継続を阻害する要因となるセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント及びパワーハラスメントの防止、啓発を推進します」にしてほしい。深刻な実情を踏まえ、積極的に力強い表現にすべきだ。	ご意見の趣旨を踏まえ「職業生活の継続を阻害する要因となるセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント及びパワーハラスメントの防止、啓発を推進します」と修正いたします。
18	施策番号53「新しい就業形態等に関する企業への働きかけ」を「新しい就業形態等に関する企業や各種団体への働きかけ」とし、具体的な取り組みとして、「新しい就業形態を推進するため、それらを利用しやすい職場風土づくりを企業に働きかけます」を「新しい就業形態を推進するため、それらを利用しやすい就業規則や職場風土づくりを企業や各種団体に働きかけます」にしてほしい。単に雰囲気だけではなく、就業規則を新しい就業形態に十分に対応した内容に改める必要がある。また、個別企業だけではなく、法人やその他団体、業界団体を通じた働きかけが有効な場合がある。	ご意見を踏まえ、施策を「新しい就業形態等に関する企業等への働きかけ」に修正いたします。具体的な取り組みに関しては、ご意見を参考とさせていただき、様々な工夫により施策を推進します。
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進		
19	「課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」が重点となっているが、「課題2 安心して出産・育児のできる環境の整備」が堅固としたものであることが前提であり、土台として不可欠なものであることから、課題2を重点としていくべきではないか。	平成28年9月に行ったeモニター制度による市民意識調査では、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度は51.1%と半数が未周知であり、意識啓発の推進を加速させる必要があることから、課題1を重点とさせていただきます。なお、いただいたご意見のとおり、今後も男性も女性も安心して子育てができるよう環境の整備に努めます。
20	「課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」について、働き方改革をはじめとする国による施策が展開されているが、多様な働き方を選択する以前に、現在問題となっている長時間労働について、市として企業側への働きかけや対策が必要である。	施策番号66「企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進」として、男女を問わず、働き方を見直し、育児、介護、地域活動等を両立できるよう施策を推進していきます。
21	「課題3 男女の仕事と家事、介護、地域活動等の両立支援」について、男性の家事等日常生活能力向上や生活的自立を養成するための講座を開催することが明記されている。企業側がこの様な講座を開催すれば、仕事の一環として、講座に参加する時間も確保しやすい為、望ましいことであると考えているが、家事や生活の仕方は家庭によって異なるので、講座を開催する際には夫婦そろって参加することがより重要になってくるのではないかと。共働きが増加する現在、やはり家事分担は必要となってくるが、家事代行サービスをお金を支払って利用するというのも促進していった方が良いという考え方もあるということを示したい。	ご意見は参考とさせていただき、男女が共に、仕事と家事、介護、地域活動等の両立ができるよう、施策推進の際、様々な工夫により運営していきます。

No	いただいたご意見の概要	金沢市の考え方
基本目標Ⅴ 女性の人権と身体が守られ、だれもが安心して暮らせる社会の実現		
22	課題3「生涯を通じた女性の健康支援」として健康寿命を延ばし、重症化予防、要介護の減少のため、健康の基本として、非喫煙者を受動喫煙の危害から守る無煙環境支援（喫煙も受動喫煙もさせない支援）を重点施策としてほしい。	喫煙（受動喫煙）に関する取り組みは施策番号111「薬物乱用、喫煙、飲酒対策の推進」に盛り込まれていますが、ご意見の趣旨は、今後の取り組みの参考とさせていただきます、重点施策にはいたしません、関係機関と連携しながら、施策の充実を図ります。
23	施策番号107 具体的な取り組みで、「女性特有の疾患に対する医療の提供や、保健師等による相談や知識の普及啓発を行います。」を「女性特有の疾患や多様な性に対応した医療の提供や、保健師等による相談や知識の普及啓発を行います。」としてほしい。同性愛者や性別違和を抱える人（性同一性障害を含む）などセクシュアル・マイノリティに対して、医療の機会や医療情報の提供が不十分であり、安心して医療を受けられるようにするために、基本姿勢として補足が必要である。	表記は原案のとおりとさせていただきますが、ご意見の趣旨は、今後の取り組みの参考とさせていただきます、関係機関と検討しながら施策の充実を図ります。
24	施策番号112 具体的な取り組みで「思春期の男女が性に対する正しい知識を入手できるよう、性教育の充実を図ります。」の「思春期の」を削除してほしい。思春期前でも、思春期後（大学生等）でも、性に関する教育は重要である。多様な性に関して、思春期になるのを待ってからでは遅く、子どもの発達段階や実情をふまえて教育する必要がある。	ご意見の趣旨は、施策番号114「性、妊娠、出産に関する教育・啓発・相談の推進」に掲げており、教育関係機関と検討しながら施策の充実を図ります。
25	施策番号114 具体的な取り組みで、「性、妊娠・出産に対して、男女がともに正しい知識を持ち、考え学ぶ機会を提供します。」に「性的指向、性自認性」を追加し、「性、性的指向、性自認、妊娠・出産に対して、男女がともに正しい知識を持ち、考え学ぶ機会を提供します。」としてほしい。性的指向、性自認の課題は、広い意味では性に含まれますが、これら性的少数者（といっても人口の約5%前後もいますが）の課題は、法務省人権擁護局の人権の重要課題にも挙げられ、また特に広く市民に「教育・啓発・相談」が必要な事柄ですので、「具体的な取り組み」欄に明記して付加すべである。	「性」の中に性的指向、性自認も含まれると考えおり、表記はこのままとさせていただきます。ご意見は参考にさせていただきます。
26	施策番号125「性的指向と性同一性障害に関する理解の促進」について、「性同一性障害」はあくまでも医学上の分類であり、医師の診断が必要な症例である。本来性別違和をかかえる当事者は、医師の判断ではなく、「性自認（gender identity）」が尊重されていないことにより人権を侵害されていることから、「性同一性障害」を「性自認」に変更してほしい。	性的指向等を理由とした差別は重要な人権課題と認識しており、本計画では、まず、性的指向等に関する正しい理解を深めるため、施策番号125に掲げ、重点的に推進していきたいと考えています。いただいたご意見は参考にさせていただきますが、今後も、国、県の動向を注視しながら施策を進めていきたいと考えています。 (No.4再掲)
基本目標Ⅵ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進		
27	国際的に見れば、「男女」という定義自体も変わってきており、10人に1人ともいわれているLGBTの人々にも言及し、LGBTの理解を深めるような勉強会やシンポジウムなどの取り組みを入れてほしい。	施策番号4「男女の人権を守る啓発活動の推進」、施策番号125「性的指向と性同一性障害に関する理解の促進」において、正しい知識と理解を深めるための施策を推進していきます。
28	施策番号127 具体的な取り組みに、男女共同参画社会の推進に向けて根幹をなす国際文書である「女性差別撤廃条約」を明記し、「男女共同参画推進の基本となる女性差別撤廃条約等の国際的規範について、学習機会を提供します」としてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「男女共同参画推進の基本となる女子差別撤廃条約等の国際的規範について、学習機会を提供します」と修正いたします。
その他		
29	全ての実施施策について、広報活動をインターネットやフェイスブック以外にもテレビや新聞、SNSなど様々なメディアを使いより拡充させるべきである。	市民や企業が男女共同参画の必要性の認識を深められるよう、継続的な広報・啓発に努めます。また、既存の広報・啓発ツールだけではなく、学校、家庭、地域、メディア等あらゆる場や媒体を通じた活動を実施するとともに、各関係機関・団体との連携強化を図っていきます。
30	男女共同参画社会の充実のための教育の推進だけでなく、全ての人が安心できる社会を形成するために、国際理解や障害のある方、性的指向に対する理解を深めるための教育機関による教育や、情報提供を行い、子どもの頃から平等な社会形成のための教育を行うことも必要である。	